

令和元年度第1回内灘町地下水採取規制審議会 議事録

日 時 令和元年7月10日(水) 午前10時から

場 所 内灘町役場 4階 408会議室

出席者 ・委員 高野委員、中谷委員、北川委員、中村委員、坪内委員
黒田委員、亀田委員、水野委員、田中委員 計9名
・事務局 上島町民福祉部長、福島住民課長、
川本課長補佐、甲野主事 計4名
・コンサルタント (株)利水社 真田氏、濱田氏

1. 開 会

2. 委嘱状の交付

3. 会長の選任

高野典礼委員が互選により会長に選任

4. 議 件

(1) 井戸設置許可申請に係る諮問事項について
事務局より以下の内容について説明

・井戸設置許可について

申請者：内灘町

設置場所：内灘町白帆台1丁目486番地

用途：消雪用

主な質問事項

問1 掘り替え井は深度が浅くなり、ポンプの能力も低くなる、ということ
は、影響は小さくなるということか。

答1 一般的に、浅いところから取水することにより、地盤沈下に対する
影響が大きくなると考えられる。ただし今回の申請に対する評価で
は影響は小さい結果となっている。塩水化については海につながっ
ている層から取水しない限りは、塩水化の影響はない、という評価
をしている。

問2 町全体の地盤沈下の影響はどうか。

答 2 経年的な変化は、南部側では金沢市でも取水しているので徐々に沈下している。北部側については落ち着いている。ただし、一昨年の豪雪の影響は結果が出ていない。今年中に判明する予定。

問 3 節水対策として、具体的な対策は。

答 3 交通量に応じて、交互散水を行う。

問 4 申請井戸の周辺にはたくさんの井戸が掘られている。
白帆台にもさらに消雪が出来ると聞いているが大丈夫か

答 4 昨年度中、申請があり、地下水採取規制審議会に諮り、すでに許可されている。

問 5 旧井戸はどうするのか。

答 5 管が傷んでおり、清掃することは難しい。今後は使用しない。

問 6 旧井戸は何年前に掘られたのか

答 6 20年ほど前である。

会 長 それでは、この井戸について、「資料に記載されている付帯条件をつけて許可してもよいか。

委 員 異議なし

会 長 付帯条件付許可とする。

閉会時刻 午前10時30分